

平成24年2月25日

嬉野市議会

議長 太田重喜様

文教厚生常任委員会報告書

文教厚生常任委員会

委員長 梶原 睦也

平成24年12月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告する。

付託事件名 伝統的建造物群の今後の保存のあり方について

調査理由

嬉野市では平成17年（旧塩田町）より重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた塩田津伝統的建造物群保存地区の整備を進めてきた。

保存地区は141戸192棟で保存物件は建築物49件75棟、石造工作物62件、石垣など88件、環境樹木18本で構成されている。

これまでに、重要文化財の西岡家住宅の保存修理をはじめ、平成18年度から24年度までに24件の保存修理をおこなってきた。

保存も含め修景などにも取り組むことで地域活性化の一役を担っている。

その一方、伝建地区の整備については、所有者の高齢化や空き家（現在6件）の管理・保存、今後国県から確実に補助金の確保ができるかなど課題もある。

このような本市の状況を鑑み、他自治体の伝建地区はどのように整備・活用されているか、課題点についてはどのような対策が講じられているのかを調査するために、本市と同じ平成17年に重伝建の選定を受けた長崎県雲仙市の^{こうじろくうじちく}神代小路地区を視察研修した。

調査の概要

調査日 平成25年2月15日

視察地 長崎県雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区

調査内容

神代小路伝建地区は平成17年に重要伝統的建造物群に指定された。神代小路の起源は、17世紀後期に神代鍋島家四代当主 鍋島嵩就（たかなり）が神代城の東側に武家地を造成し、北西陣に陣屋を構えたことにはじまる。

そのため、現在でも佐賀県との人的交流が深い地域であり嬉野町吉田との縁についても話を伺ったところである。

神代小路は近世、近代を通して今日まで閑静な住宅地として維持されてきた。保存地区は、東西約250メートル、南北450メートル、面積約9.8haの範囲である。

地区は武家屋敷の雰囲気当時のままに残っており、江戸時代の区割りや石垣・竹の生垣などとともに道幅も含め、歩いて散策するにはちょうどいい広さであった。

地区の主建築物である神代鍋島家の5棟の建築物は国指定の重要文化財になっており、現在は隠居棟の修復工事が行われていた。

鍋島邸の緋寒桜は正面玄関横に3本植樹されており、樹齢約90年で市の指定天然記念物となっている。これからが見ごろで、この地区を訪れる方の一番の名所となっている。

また、昭和23年に建てられた旧神代村立神代中学校校舎も伝統的建築物の指定を受け保存・改修工事が行われた。現在は歴史民俗資料館として当時の教室を再現し民俗資料などが展示がされている。

神代小路地区への昨年度の来客数は約2万人とのことであった。

雲仙市では伝建保存地区の補助金は伝統的建築物に対しては80%補助で1600万円が限度、修景に関しては3分の2の補助で400万円が限度となっている。21年度からの整備は、市の施設1件、個人住宅6件、修景事業が個人住宅2件、個人植栽2件となっている。

地区内の空き家は保存建築物34件に対し6件の空き家があり、持ち主との連携

を図っているとのことであつた。また、空き家利用を公募しているがまだ具体的な動きはない。

その他の取組みとして、これまでに教育委員会、商工会青年部などがパネル展やスケッチ大会を開催、まちなみ保存会がまちなみ剪定ボランティア事業などを実施している。

委員会の意見

神代小路伝建地区は武家屋敷をコンパクトに整備してある。

一方、塩田津伝建地区は商家を中心とした保存地区であり、調査地とは成り立ちがかなり違う。しかし、伝建地区指定後どのように事業を推進していくかについては、同様の課題を抱えていることが判った。

- 1 伝建地区は、単なる保存地区ではなく住人がいる。指定により建物の改修、建て替えについては、景観等かなりの制限を受ける。
- 2 住人の高齢化と継承者の不在により今後の維持管理をどうするのか。
- 3 空き家の維持管理をどうするのか。
- 4 今後、国・県からの予算確保が計画通り期待できるのか。
- 5 伝建地区の活用については、どう取り組むのか。

上記の課題について、雲仙市では住人に対し伝建地区指定への理解を深め協力していただけるよう情報の提供に努めているとのことであつた。

今後の維持管理については、可能な分はまちなみ保存会等の協力により対応されていたが、具体的な対応策は見出されておらず、本市における参考とすべきものはなかった。

しかし、空き家対策については公募をかけて住んでいただける方の確保に努力されている。

本市においても空き家が存在しているが、今後増えるであろう空き家に対しては家財道具等の私財管理も含め対策をとるべきであろう。

次に予算確保については、国・県の動きを的確につかみ、今後保存地区整備をどのように進めていくのか、しっかりと見極めていく必要があると思われる。

本市では保存物件 75 件に対し 22 件の保存・修理が終わっている状況でまだ緒に就いたばかりの事業であり、これからも課題克服と活用についての有効な対策を講じていく必要がある。

いずれにしても塩田津伝建地区の事業目的は「保存と活用」であり、防災対策も含め計画性のある保存整備に努めていただきたい。

さらに活用については、神代地区は鍋島邸を核として魅力ある地区をつくりだしており、また、花や木々の植栽も人々を惹きつける一因となっていた。

本市においても西岡家住宅をはじめ見所のある施設等はあるが、その活用についてはまだまだ検討の余地があると思われる。今後とも地元住民の理解のもと、嬉野市全体の活性化のため、あらゆる個人・団体と連携し活用策を見出していくべきである。

この事業はこれまでの「町並み保存会」の皆様の努力とご協力によるところが大きいと思うが今後についても市は十分な連携を図るべきである。

また、伝建地区内に専門の職員を配置することで、より現場感覚が事業に反映されると考える。是非、対応をお願いしたい。

雲仙市、本市共に「保存と活用」をどう進めていくのかが共通課題であった。今回の視察においては両伝建地区の特性は違うものの課題の共有ができたことが成果と言えれば成果であろう。

いずれにしても、今はうまくいかなくて課題も多い事業でもあるが取り組み方によっては、まちの活性化に大きく貢献する事業である。本委員会としては、今後とも計画性を持って伝建地区保存事業に取り組んでいかれることを望むものである。